

舞鶴市役所本庁舎売店経営者募集
正誤表

誤	正
募集要項 8. 選考の実施及び事業者の決定方法 (1) 選考方法 本要項「5. 応募資格」に定める内容をすべて満たす事業者のうち、提出された書類をもとに選考委員会で総合的に評価します。その結果、各委員の点数を合算し平均点を算出し、基準(平均点60点以上の得点)を満たした者の中から上位1者を契約候補者とする。ただし、上位2者以上の平均点が同点の場合は、選考委員会委員長による抽選で決定します。また、選考の結果、基準(平均点60点以上の得点)を満たす参加者がいない場合は、契約候補者なしとする。 なお、参加者が1者の場合は、選考の結果、基準(平均点60点以上の得点)を満たせば契約候補者とする。	募集要項 8. 選考の実施及び事業者の決定方法 (1) 選考方法 本要項「5. 応募資格」に定める内容をすべて満たす事業者のうち、提出された書類をもとに選考委員会で総合的に評価します。その結果、各委員の点数を合算し平均点を算出し、基準(平均点60点以上の得点)を満たした者の中から上位1者を契約候補者とする。ただし、上位2者以上の平均点が同点の場合は、選考委員会委員長による抽選で決定します。また、選考の結果、基準(平均点60点以上の得点)を満たす参加者がいない場合は、契約候補者なしとする。 なお、参加者が1者の場合は、選考の結果、基準(平均点60点以上の得点)を満たせば契約候補者とする。 なお、書類審査にあたり、提出された書類の記載内容について疑義等が生じた場合は、必要に応じて事務局から電話等によるヒアリング（内容確認）を実施することがあります。